

株主各位

静岡県焼津市小川新町5丁目8番13号

焼津水産化学工業株式会社

代表取締役社長 坂井和男

第49期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月25日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月26日(木曜日)午前10時
2. 場 所 静岡県焼津市三ヶ名1550番地
焼津市文化センター1階 小ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第49期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 監査役4名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.yskf.jp/yskf_05/yskf_05_02.html)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の概況

① 事業の経過および成果

当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）における国内経済は、原油価格の高騰、米国発のサブプライムローン問題を中心とした金融市場の不安定な動向等、先行き不透明な状況にありました。

食品業界におきましても、農水産物の世界的な需要変動による価格高騰、輸入食材や国内加工食品の安全・安心に対する問題への対処等、いずれもコスト上昇の要因が大きく影響し、厳しい営業環境が続きました。

このような状況下、当社グループは「おいしさ」と「健康」をテーマに事業活動を推進するとともに、平成19年4月より、増益体質の確立、優位性の創造と確立、組織力の強化と連携、社会・顧客対応の充実、および人材育成の強化を課題とした3ヵ年中期経営計画をスタートさせました。当計画に基づき、平成20年3月期は医療栄養食部門の収益改善、機能食品部門の優位性の確保、および調味料部門の中食分野への新製品投入による需要拡大を中心とした施策に注力してきました。

なお、平成17年11月に設立した当社100%出資子会社 株式会社ソルケアは、店頭小売用商品の企画・開発を行ってきましたが、売上拡大が見込めないことから、当事業年度中に特別損失60百万円計上し、清算を完了しました。

以上の結果、当社グループの当事業年度の連結売上高は186億63百万円（前期比91百万円、0.5%増加）となりました。また、利益面では、営業利益8億62百万円（同25百万円、2.9%減少）、経常利益9億83百万円（同1億15百万円、10.5%減少）、当期純利益5億20百万円（同36百万円、7.6%増加）となりました。

当事業年度のセグメント別の売上高は以下のとおりです。

a. 調味料事業

調味料事業は、国内需要の伸び悩み、加工食品市場全体の需要の鈍化を背景とした大手取引先の内製化および在庫調整などの影響を受け、液体・粉体調味料ともに売上高が減少し、94億55百万円（前年同期比7億12百万円、7.0%減少）となりました。

b. 機能食品事業

機能食品事業は、医療栄養食（レトルト）および機能性素材製品の売上が順調に推移して、売上高は60億33百万円（同10億6百万円、20.0%増加）となりました。

c. 水産物事業

水産物事業は、引き続き、魚価の高騰による原料値上がり分を販売価格の値上げに結びつけることが難しい状況にあり、売上高は21億3百万円（同3億14百万円、13.0%減少）にとどまりました。

d. その他の事業

その他の事業は、不採算製品を整理しましたが、受託加工製品等が増加したことにより、売上高は10億70百万円（同1億12百万円、11.7%増加）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に要した設備投資の総額は、3億17百万円であり、そのうち主なものは、大東第3工場の製造ライン増設工事（89百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度の設備投資に要した資金はすべて自己資金を充当しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第46期 平成16年度	第47期 平成17年度	第48期 平成18年度	第49期 平成19年度
売 上 高(百万円)	15,204	16,694	18,571	18,663
経 常 利 益(百万円)	1,529	1,235	1,098	983
当 期 純 利 益(百万円)	917	443	483	520
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	63円39銭	29円93銭	34円39銭	37円02銭
総 資 産(百万円)	20,364	21,634	22,160	20,660
純 資 産(百万円)	16,343	16,860	16,979	16,615
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,162円93銭	1,199円78銭	1,208円31銭	1,182円45銭

(注) 第48期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
オーケー食品株式会社	50百万円	100%	香辛料・顆粒調味料の製造
マルミフーズ株式会社	100百万円	100%	水産物の加工・製造
大連味思開生物技術有限公司	505百万円	100%	調味料等の製造・販売

(注) 大連味思開生物技術有限公司は、当社100%出資子会社として、平成16年7月23日に設立しています。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、平成19年4月に中期経営計画「Harvest（収穫）Plan」を発表しました。当計画の初年度に当たる平成20年3月期は、次の通りの進捗状況であり、継続すべき課題の達成にむけて努力する所存です。

① 増益体質の確立

製品の開発・販売スキームの明確化と低採算製品のコストダウンおよび統廃合を推進してまいりましたが、当事業年度中に一段と高騰した農水産物原料、原油関連資材および燃料等の影響により、当社製品の利益率は依然として厳しい局面に対峙しています。次年度以降、引き続き経営資源を効率的に活用することで、利益率の改善を目指します。

② 優位性の創造と確立

調味料分野では、抗酸化・耐熱性を兼ね備えた「だし」および低塩調味技術を応用した基本調味料の開発・上市と、業務用マーケットへの積極展開を図りました。また、機能食品分野では、主力機能性素材製品のN-アセチルグルコサミンの共同マーチャンダイジングを実施し、素材自体の認知度向上に注力して売上高の底上げ効果を得ることができました。次年度以降、当社のコア技術を活用した製品の開発・上市と販路の更なる拡大を実施し、売上・利益の進展を図る所存です。

③ 組織力の強化と連携

当社グループおよび関連企業におけるSCM部門の集約、海外向け販路の開拓推進、機能食品素材の加工食品向けの展開など、組織連携による成果を得ることができましたが、次年度以降も引き続き当社グループ内組織力を効果的に活用して、部門間のバランスのとれた成長を目指し、経営環境の変化への素早い対応とガバナンス体制の強化を図ります。

④ 社会・顧客への対応

食に対する安全・安心に関する顧客の要求および規制の強化などに対応するとともに、コンプライアンス体制の強化にも注力してまいりました。また、適時適切な情報提供を目的とした社内外広報物の充実を図っています。次年度以降も継続して、ステークホルダーを意識した適時・適正な対応および施策を推進します。

⑤ 人材育成の強化

当社グループの基本的価値観と一体化を高揚させるための企業理念や行動指針の浸透、社員の意識・行動改革を促進するための新人事評価制度・新給与制度の導入を実施してまいりました。次年度以降も継続して、当社グループ全体における体系的な人材育成体制の構築に取り組みます。

当社を取り巻く環境は、厳しい状況ではありますが、一層「食の安全・安心」に徹し、危機管理など経営基盤をより充実させる所存です。株主の皆様におかれましては、更なるご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

当社グループは、次の製品の製造販売ならびに関連商品の販売を行っています。

区 分	内 容	主な使用用途
調 味 料	エキス、スープ	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スープ類（ラーメン、うどん、そば用つゆ、だしの素他） ・ハム、ソーセージ、練製品 ・冷凍食品の味付、食品のかくし味 ・培地 ・醤油
	シーズニングオイル	<ul style="list-style-type: none"> ・ラーメンスープの別添オイル、中華食材 ・スナック食品
	各種粉末 （乾燥粉末調味料）	<ul style="list-style-type: none"> ・和風スープ、即席味噌汁、スナック食品他
	風味調味料	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スープ類、ハム、ソーセージ類（マスキング剤、スパイスシーズニング他） ・調理冷凍食品類 ・スナック菓子類（コーン、米菓） ・低塩調味料
	各種パウダー （エキスパウダー）	<ul style="list-style-type: none"> ・各種粉末スープ類（ラーメン、うどん、そば用つゆ、だしの素他） ・シーズニング原料、果汁パウダー類 ・食品のかくし味、スナック食品、トッピング剤、粉末醤油
	乾燥調味食品	<ul style="list-style-type: none"> ・ふりかけ、お茶漬用具材 ・インスタントラーメン用具材
機能食品	機能性素材製品	<ul style="list-style-type: none"> ・機能栄養食品素材（キチン、キトサン、各種オリゴ糖類、グルコサミン、アンセリン、コラーゲンペプチド、モズクフコイダン、カルシウム他） ・研究用試薬類、食品添加物、診断薬、医療品素材 ・医療栄養食
水 産 物	水産物加工品	<ul style="list-style-type: none"> ・刺身用冷凍鰹・冷凍鮪 ・冷凍鰹タタキ、冷凍鮪タタキ
	水産物仲買 冷凍冷蔵倉庫事業	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮魚仲買（冷凍鰹・冷凍鮪他） ・冷凍鰹・冷凍鮪保管 ・加工製品保管
そ の 他	各種香辛料 各種個包装品	<ul style="list-style-type: none"> ・わさび、にんにく、辛子、生姜他 ・トロロ、小袋詰スープ類

(6) 主要な営業所および工場（平成20年3月31日現在）

① 当社

名	称	所 在 地
本	社	静岡県焼津市
静 岡	本 部	静岡県静岡市駿河区
榛 原	工 場	静岡県牧之原市
焼 津	・ 団 地 工 場	静岡県焼津市
大 東	工 場	静岡県掛川市
東 京	営 業 所	東京都中央区
大 阪	営 業 所	大阪府大阪市淀川区
名 古 屋	営 業 所	愛知県名古屋市中種区
九 州	営 業 所	福岡県福岡市博多区

② 子会社

名	称	所 在 地
オーケー食品株式会社		静岡県静岡市駿河区
マルミフーズ株式会社		静岡県静岡市駿河区
大連味思開生物技術有限公司		中国 遼寧省 大連市

(7) 使用人の状況（平成20年3月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
361 (105) 名	+60 (+6) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
248 (69) 名	+15 (+4) 名	36.4歳	11.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 静 岡 銀 行	250百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	150百万円
農 林 中 央 金 庫	80百万円
協同組合 焼津水産加工センター	21百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成20年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,056,198株（自己株式4,237株を含む）
- ③ 株主数 9,881名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主
該当事項はありません。

なお、主な株主(上位10名)の状況は次のとおりであります。

株主名	持株数(株)	出資比率(%)
宝ホールディングス株式会社	1,193,708	8.49
日油株式会社	902,807	6.42
株式会社静岡銀行	678,493	4.83
鈴木 ミツエ	530,082	3.77
株式会社りそな銀行	478,617	3.41
日興シティ信託銀行株式会社	371,400	2.64
松本 圭一郎	323,463	2.30
焼津信用金庫	321,371	2.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	316,800	2.25
明王物産株式会社	232,000	1.65

(2) 新株予約権等の状況（平成20年3月31日現在）

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	坂 井 和 男	開発本部長
代表取締役専務取締役	山 本 和 広	経営統括本部長兼UMI ウェルネス株式会社監査役
常 務 取 締 役	酒 井 尚 吾	営業本部長
取 締 役 相 談 役	松 本 圭 一 郎	
取 締 役	高 橋 英 之	営業本部海外営業部長兼大連味思開生物技術有限公司 董事長
取 締 役	齋 藤 滋	生産本部長兼オーケー食品株式会社取締役
取 締 役	松 田 秀 喜	開発本部研究開発部長
取 締 役	石 川 眞 理 子	品質保証センター長
取 締 役	山 田 直 道	日油株式会社 執行役員 食品事業部長
常 勤 監 査 役	石 黒 厚 士	
監 査 役	加 藤 啓 介	有限会社シオメテクノプラン代表取締役社長
監 査 役	田 中 浩	マルミフーズ株式会社監査役
監 査 役	澤 本 猪 三 雄	

- (注) 1. 監査役加藤啓介氏、田中 浩氏および澤本猪三雄氏は、社外監査役であります。
2. 当事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりです。
- ・専務取締役山本和広氏は、当社100%出資子会社UMI ウェルネス株式会社の監査役を兼務しています。
 - ・取締役高橋英之氏は、当社の連結子会社大連味思開生物技術有限公司の董事長を兼務しています。
 - ・取締役齋藤 滋氏は、当社の連結子会社オーケー食品株式会社取締役を兼務しています。
 - ・取締役山田直道氏は、日油株式会社 執行役員を兼務しています。
 - ・社外監査役加藤啓介氏は、有限会社シオメテクノプラン代表取締役社長を兼務しています。
 - ・社外監査役田中 浩氏は、当社の連結子会社マルミフーズ株式会社の監査役を兼務しています。
3. 常勤監査役石黒厚士氏、社外監査役田中 浩氏ならびに社外監査役澤本猪三雄氏は、以下の通り財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
- ・常勤監査役石黒厚士氏は、当社において昭和62年6月から平成9年6月まで総務・経理所管役員として在籍していました。

- ・社外監査役田中 浩氏は、焼津信用金庫において複数店の支店長および本店営業部長を経験していました。
- ・社外監査役澤本猪三雄氏は、株式会社静岡銀行において複数店の支店長および検査部長を、また平成6年6月から平成18年6月まで元旦ビューティー工業株式会社の役員として管理部門を所管していました。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区	分	支給人員	支給額
取	締	9名	155百万円
監	査	4名	34百万円
(う	ち	(3)名	(19)百万円
社	外		
査	査		
役	役		
合	計	13名	189百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第48期定時株主総会において年額2億2,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第48期定時株主総会において年額4,000万円以内と決議いただいています。
4. 上記のほか、平成19年6月28日開催の第48期定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の打ち切り支給の対象となる役員10名（取締役6名、監査役4名）に対し、支給を予定する総額は139百万円（うち取締役分135百万円、監査役4百万円）であり、長期未払金として振替計上しています。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）および当社と当該他の会社との関係
- ・監査役加藤啓介氏は、有限会社シオメテクノプランの代表取締役社長を兼務しています。なお、当社は有限会社シオメテクノプランとの間に特許権使用等の取引関係があります。
- ② 他の会社の社外役員の兼任状況
- 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（10回開催）		監査役会（8回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 加藤 啓介	10回	100%	8回	100%
監査役 田中 浩	10回	100%	8回	100%
監査役 澤本 猪三雄	10回	100%	8回	100%

b. 取締役会および監査役会における発言状況

各社外監査役は、取締役会に出席し、主に専門的見地から公正な助言および提言を適宜行っています。また、監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見表明を行っています。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

芙蓉監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社の連結子会社2社（オーケー食品株式会社、マルミフーズ株式会社）につきましては芙蓉監査法人が会計監査人となっています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

- ① 当社グループ全体に係る「企業倫理規範」を制定し、代表取締役社長が率先垂範するとともに、繰り返しその精神を役職員・使用人に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しています。
- ② 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、その結果を取締役に報告しています。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制に係る規程の改廃を決議し、構築されたコンプライアンス体制は、経営統括本部が事務局となって運営・管理しています。
- ③ 当社グループの取締役および使用人が、コンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかにコンプライアンス事務局に報告することを可能とするヘルプラインを設けています。相談・通報を受けたコンプライアンス事務局はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議のうえ決定し、グループ全体に再発防止策を実施しています。
- ④ 法令・定款違反行為が発覚した場合は、規程に基づきコンプライアンス事務局は速やかに社内外への対応を実施し、当該取締役・使用人に対する具体的な処分については、取締役会または担当部署にて決定しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- ① 取締役の職務遂行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存しています。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧することが可能になっています。
- ② 保存した情報を管理するために、監査役の承認を得て「情報管理規程」を制定しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ① 法令に係るリスクについては、コンプライアンス体制に関する諸規程に基づいて、コンプライアンス委員会、コンプライアンス事務局による運営にて管理しています。
- ② 品質に係るリスクについては、「クレーム処理規程」に基づいて品質不良に対する再発防止策の実施等により管理を行うとともに、ISO 9001の継続による品質管理システムの向上を図っています。
- ③ 災害に係るリスクについては、「緊急対応マニュアル」および「地震対策マニュアル」を制定し、経営統括本部を全社横断的な統括責任部署としています。
- ④ 情報セキュリティに係るリスクについては、「情報管理規程」「パソコン使用規程」を制定して、人的、技術的、物理的対策を整備するとともに、経営統括本部が全社横断的な統括管理を行っています。なお、個人情報安全管理委員会をコンプライアンス委員会のサブ組織として設け、「個人情報保護規程」等の規程類に基づいて、管理・運営しています。
- ⑤ その他のリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っています。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対処しています。これらの総括的運用を独立した組織にて実行するため、「リスク管理委員会」を設置するとともに、「リスク管理規程」を制定しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ① 「職務権限規程」を整備し、会社の権限分配・意思決定ルールに基づく効率的な業務遂行を確保しています。
- ② 取締役を構成員とする経営会議を設置し、月次業績のレビューと改善策の実施などを審議し、迅速に推進しています。
- ③ 取締役会による中期経営計画の承認、中期経営計画に基づく年次、事業部門毎の業務計画と予算の設定に基づき、取締役会にて3ヵ月毎に計画の進捗報告を実施しています。

- ④ I R 担当取締役を設け、適切な適時情報開示と I R 説明会の推進により、適正な会社情報の公表により社内外への理解を得ることを徹底しています。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

当社およびグループ会社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、グループ各社の事業に関して監督する取締役を任命し、定期的に業況報告を受けています。

これらの運用を明文化するために、「子会社管理規程」を制定しています。なお、法令遵守については、グループ全体のコンプライアンス体制にて管理しています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、同第2号）

- ① 現在、監査役会の職務を補助すべき使用人は設けておりませんが、内部監査室との適切な連携によって、実効的な監査役監査を補完できるものと考えています。
- ② 監査役は、特定の業務における監査において、代表取締役社長および当該業務の所管取締役の承認を得て、内部監査室または当該部署の職員を指名するとともに、合理的な範囲で監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関しては代表取締役社長および当該部署の所管取締役等の指示命令に優先することを徹底しています。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

- ① 取締役または使用人は、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事案が生じた場合は、速やかに監査役に報告することを徹底しています。
- ② 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定しています。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

- ① 監査役と代表取締役社長および各取締役は、必要に応じ、会社が対処すべき課題、会社をとりまくリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換しています。
- ② 監査役は、内部監査室の実施する内部監査の計画について協議に加わり、内部監査室は、内部監査結果の報告等、監査役との連携に努めています。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。利益配分としては、時代のニーズに対応するための研究開発、生産、市場開拓等への投資を進めながら、競争力の維持・向上を図ることで安定的な利益を確保し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としています。

なお、内部留保資金の使途につきましては、自己資金の充実に配慮しつつも、3カ年中期経営計画に基づいた効率的な設備投資、研究開発投資等の資金需要に備えています。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき9円とさせていただきます。すでに、平成19年12月4日に実施済みの中間配当金1株当たり10円とあわせて、年間配当金は1株当たり19円（配当性向51.3%）となります。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社およびその子会社・関連会社（以下「当社グループ」といいます。）は、「天然素材の持つ無限の可能性を追求し、“おいしさと健康”を通して豊かな生活に貢献します」を当社グループ企業理念とし、研究開発を主体とした企業活動を進めています。

このような企業理念のもと、当社グループは調味料事業を柱とし、機能食品、水産物およびその他の食品の製造・販売業務により、多角的且つ広範囲な事業展開を行っています。

当社グループの各事業はいずれも、創業以来食品メーカーやそのお客様とともに成長・進化してきた各事業に関わる経験や専門知識を有する人材、当社グループが築き上げた信頼とそれに基づく取引先など様々なステークホルダーとの密接な関係、および事業の基盤となる経営資源により成立しています。これらの経営資源は、永年にわたり当社グループが培ったノウハウおよびブランドイメージが相互に機能することにより、更なる価値を生み出し続けています。

他方で、昨今、新しい法制度の整備や経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の経営資源に基づく当社グループの持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況にあります。

当社といたしましては、このような動きに鑑み、大規模な当社株式の買付行為を行う者等が現れることを想定しておく必要があるものと考えます。

当社は、当社株主の在り方に関し、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるべきものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴うような買付けの提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様ご意思に基づいて行われるべきものと考えています。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、以下のものも想定されます。

- ①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値または当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの
- ②当社株主の皆様様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの
- ③当社に、当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を提示するために合理的に必要となる期間を与えることなく行われるもの
- ④当社株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの
- ⑤買付けの条件等(対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性等)が当社の本源的価値に鑑み、不十分または不適当なもの

- ⑥当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、工場・生産設備が所在する地域社会などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益に反する重大な影響を及ぼすもの

当社といたしましては、当社の企業価値および当社株主の皆様共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

そこで、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式の取得を目指す者およびそのグループ（買収者等）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および当社定款によって許容される範囲において、当社の企業価値および当社株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講ずることをその基本方針といたします。

(2) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、大規模な当社株式の買付行為がなされた場合について、その大規模買付者が長期的経営意思や計画もなく、一時的な収益向上を企図したもの、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、取得目的、方法等取得条件が当社の企業価値に照らして不十分・不適切なものとして合理的な根拠をもって判断される場合は、株主皆様の共同の利益確保・向上に資するものとはいえないと考えます。

そこで、株主の皆様が適切な判断を行うためにも、十分な情報が提供され、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うための期間を設けることを要請するルールと、そのルールが遵守されなかった場合の対抗措置を策定した「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（買収防衛プラン）を導入すること、あわせて本プランに関する定款変更および現行定款の授權資本を2,460万株から5,000万株に増加する定款変更、ならびに本プランの導入に関する当社定時株主総会への付議議案を、平成19年4月27日開催の当社取締役会において、出席した全取締役の賛成により決定しました。

なお、社外監査役を含む全ての監査役の同意を得たうえで、平成19年6月28日開催の当社第48期定時株主総会に提出し、ご承認を得ています。

(3) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、本プランが経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものと考えています。

①企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記記載の通り、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が特別委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、導入されるものです。

②事前の開示

当社は、株主および投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様が適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用される法令等および証券取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

③株主意思の重視

当社は、本プランの導入に関する承認議案を2年に1度、定時株主総会に付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。また、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様意思を反映するものとなっています。

④当社取締役会による外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

⑤特別委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。また、特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会および特別委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること等ができます。これにより、特別委員会の勧告に係る判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

⑥ガイドラインの設定

当社は、本プランにおける各手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています。本ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることとなります。

⑦デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

(注) 事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載金額、株式数および当該出資比率は、表示単位未満の端数を切り捨て、また割合および1株当たりの数値は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,608,618	流動負債	3,186,075
現金及び預金	3,634,500	支払手形及び買掛金	1,821,813
受取手形及び売掛金	4,222,668	短期借入金	241,344
有価証券	101,195	一年以内返済予定長期借入金	343,686
たな卸資産	2,438,041	未払法人税等	209,281
繰延税金資産	92,621	未払消費税等	57,458
その他	121,690	賞与引当金	122,540
貸倒引当金	△2,100	その他	389,950
固定資産	10,037,119	固定負債	858,918
有形固定資産	6,683,979	長期借入金	445,500
建物及び構築物	2,677,971	退職給付引当金	265,718
機械装置及び運搬具	1,435,700	その他	147,699
土地	2,381,036	負債合計	4,044,994
建設仮勘定	93,526	(純資産の部)	
その他	95,744	株主資本	16,519,065
無形固定資産	77,534	資本金	3,617,642
投資その他の資産	3,275,605	資本剰余金	3,414,146
投資有価証券	2,699,363	利益剰余金	9,492,081
繰延税金資産	244,988	自己株式	△4,806
その他	347,109	評価・換算差額等	96,624
貸倒引当金	△15,856	その他有価証券評価差額金	36,773
繰延資産	14,946	為替換算調整勘定	59,850
資産合計	20,660,684	純資産合計	16,615,689
		負債及び純資産合計	20,660,684

連 結 損 益 計 算 書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		18,663,033
売 上 原 価		15,213,297
売 上 総 利 益		3,449,736
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,587,444
営 業 利 益		862,291
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,249	
受 取 配 当 金	50,340	
有 価 証 券 利 息	32,925	
受 入 貸 貸 料	21,158	
有 価 証 券 売 却 益	56	
為 替 差 益	633	
そ の 他	62,480	173,844
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28,177	
そ の 他	24,777	52,954
経 常 利 益		983,180
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	116,071	
退 職 給 付 引 当 金 取 崩 益	3,818	119,889
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	124	
固 定 資 産 除 却 損	12,997	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,999	
役 員 退 職 金	12,685	
子 会 社 清 算 損 失	60,497	
そ の 他	1	91,305
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,011,764
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	452,821	
法 人 税 等 調 整 額	38,731	491,553
当 期 純 利 益		520,211

連結株主資本等変動計算書

（平成19年4月1日から）
（平成20年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高	3,617,642	3,414,144	9,381,918	△4,077	16,409,627
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△266,994		△266,994
当期純利益			520,211		520,211
自己株式の取得				△830	△830
自己株式の処分		2		102	104
連結子会社増加に伴う利益剰余金の減少			△143,052		△143,052
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	2	110,163	△728	109,438
平成20年3月31日 残高	3,617,642	3,414,146	9,492,081	△4,806	16,519,065

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日 残高	570,245	－	570,245	16,979,873
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△266,994
当期純利益				520,211
自己株式の取得				△830
自己株式の処分				104
連結子会社増加に伴う利益剰余金の減少				△143,052
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△533,471	59,850	△473,621	△473,621
連結会計年度中の変動額合計	△533,471	59,850	△473,621	△364,183
平成20年3月31日 残高	36,773	59,850	96,624	16,615,689

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称
オーケー食品株式会社
マルミフーズ株式会社
大連味思開生物技術有限公司
大連味思開生物技術有限公司については、重要性が増加したことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めることといたしました。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 UMI ウェルネス株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

非連結子会社および関連会社については持分法を適用していません。

② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 UMI ウェルネス株式会社
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大連味思開生物技術有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

(ロ)たな卸資産 主として、総平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産

親会社および国内連結子会社

定率法

ただし親会社の焼津工場の建物、機械および装置は定額法

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法

在外連結子会社

当該国の会計基準の規定に基づく定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物および構築物 10年～31年
- ・機械装置および運搬具 4年～10年

(会計方針の変更)

親会社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。これにより営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ4,243千円減少しています。

(追加情報)

親会社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。

これにより営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ28,542千円減少しています。

(ロ)無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

③ 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(ロ)賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、期末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

(ハ)退職給付引当金
親会社 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の額に基づき計上しています。

国内連結子会社 オーケー食品株式会社は、従業員の退職金給付に備えるため、自己都合による期末要支給額および中小企業退職金共済事業団からの給付見込額に基づき計上しています。

(ニ)役員退職慰労引当金
親会社 平成19年6月の定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止を決定し、重任する役員に対しては、同総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金を当該重任役員の退職時に支払うことが承認可決されました。これに伴い、当該株主総会終結時における支払予定金額139,136千円を固定負債「長期未払金」へ振り替えています。

④ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っていません。

⑤ 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜き方式を採用しています。

(5) 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項
全面時価評価法を採用しています。

(6) のれんおよび負ののれんの償却に関する事項
負ののれんの償却については、2年間の均等償却を行っています。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

・担保に供している資産

建物	19,514千円
構築物	226千円
土地	74,996千円
合計	94,736千円

・担保付債務

一年内返済予定長期借入金	18,686千円
長期借入金	3,000千円
合計	21,686千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,017,262千円

(3) 偶発債務

関連会社の金融機関からの借入に対する債務保証

UMI ウェルネス株式会社 61,353千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	14,056,198	—	—	14,056,198
合計	14,056,198	—	—	14,056,198

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(イ) 平成19年6月28日開催の第48期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 126,473千円
- ・1株当たり配当額 9円
- ・基準日 平成19年3月31日
- ・効力発生日 平成19年6月29日

(ロ) 平成19年11月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 140,521千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成19年9月30日
- ・効力発生日 平成19年12月4日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
平成20年6月26日開催の第49期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	126,460千円
・ 1株当たり配当額	9円
・ 基準日	平成20年3月31日
・ 効力発生日	平成20年6月27日

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,182円45銭
(2) 1株当たり当期純利益	37円02銭

5. 重要な後発事象に関する注記

該当項目はありません。

6. 表示単位の記載

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月9日

焼津水産化学工業株式会社

取締役会 御中

芙蓉監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 安 良 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 隆 之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、焼津水産化学工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、焼津水産化学工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

該当事項はありません。

平成20年5月14日

焼津水産化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役	石 黒 厚 士	Ⓔ
社外監査役	加 藤 啓 介	Ⓔ
社外監査役	田 中 浩	Ⓔ
社外監査役	澤 本 猪三雄	Ⓔ

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,977,367	流動負債	2,611,025
現金及び預金	3,319,265	買掛金	1,695,307
受取手形	405,757	一年以内返済予定長期借入金	228,686
売掛金	3,665,211	未払金	202,117
有価証券	101,195	未払法人税等	208,142
商製品	78,662	未払消費税等	47,277
製成品	1,216,927	未払費用	72,914
原材料	884,908	預り金	28,672
貯蔵品	22,801	賞与引当金	113,400
短期貸付金	140,000	前受金	438
繰延税金資産	81,562	設備関係未払金	14,068
その他の流動資産	63,175	固定負債	659,879
貸倒引当金	△2,100	長期借入金	273,000
固定資産	10,142,824	退職給付引当金	239,179
有形固定資産	5,455,416	長期未払金	139,136
建物	1,900,744	その他の固定負債	8,563
構築物	253,330	負債合計	3,270,905
機械及び装置	1,208,462	(純資産の部)	
車両運搬具	5,178	株主資本	16,811,918
工具器具及び備品	71,502	資本金	3,617,642
土地	1,923,220	資本剰余金	3,414,146
建設仮勘定	92,977	資本準備金	3,414,133
無形固定資産	48,612	その他資本剰余金	13
工業所有権	1,218	利益剰余金	9,784,935
電話加入権	5,631	利益準備金	348,182
水道施設利用権	661	その他利益剰余金	9,436,752
ソフトウェア	41,100	固定資産圧縮積立金	51,932
投資その他の資産	4,638,795	別途積立金	8,400,000
投資有価証券	2,647,147	繰越利益剰余金	984,819
関係会社株式	865,980	自己株式	△4,806
出資	51,363	評価・換算差額等	37,368
長期前払費用	14,695	その他有価証券評価差額金	37,368
繰延税金資産	271,476		
その他の投資等	802,987	純資産合計	16,849,286
貸倒引当金	△14,854		
資産合計	20,120,192	負債及び純資産合計	20,120,192

損 益 計 算 書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	金 額
売 上 高		16,367,472
売 上 原 価		13,330,803
売 上 総 利 益		3,036,669
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,106,328
営 業 利 益		930,340
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,207	
受 取 配 当 金	50,156	
有 価 証 券 利 息	32,925	
為 替 差 益	633	
受 入 賃 貸 料	32,785	
有 価 証 券 売 却 益	56	
雑 収 入	52,702	178,468
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,621	
手 形 売 却 損	417	
損 害 賠 償 金	3,563	
雑 損 失	10,723	21,325
経 常 利 益		1,087,483
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	116,071	116,071
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,947	
役 員 退 職 金	1,353	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,999	
子 会 社 清 算 損 失	60,497	69,798
税 引 前 当 期 純 利 益		1,133,756
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	451,658	
法 人 税 等 調 整 額	37,978	489,636
当 期 純 利 益		644,119

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成19年3月31日 残高	3,617,642	3,414,133	10	3,414,144	348,182	55,975	8,400,000	603,653	9,407,811
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△266,994	△266,994
固定資産圧縮積立金の取崩						△4,042		4,042	—
当期純利益								644,119	644,119
自己株式の取得									
自己株式の処分			2	2					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	2	2	—	△4,042	—	381,166	377,124
平成20年3月31日 残高	3,617,642	3,414,133	13	3,414,146	348,182	51,932	8,400,000	984,819	9,784,935

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日 残高	△4,077	16,435,520	569,871	569,871	17,005,392
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△266,994			△266,994
固定資産圧縮積立金の取崩			—		—
当期純利益		644,119			644,119
自己株式の取得	△830	△830			△830
自己株式の処分	102	104			104
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△532,503	△532,503	△532,503
事業年度中の変動額合計	△728	376,398	△532,503	△532,503	△156,105
平成20年3月31日 残高	△4,806	16,811,918	37,368	37,368	16,849,286

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(i) 子会社株式

移動平均法による原価法

(ii) その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

総平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、焼津工場の建物、機械および装置は定額法

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ3,623千円減少しています。

（追加情報）

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。

これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ27,703千円減少しています。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、期末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の額に基づき計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

平成19年6月の定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止を決定し、重任する役員に対しては、同総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金を当該重任役員の退職時に支払うことが承認可決されました。これに伴い、当該株主総会終結時における支払予定金額139,136千円を固定負債「長期未払金」へ振り替えています。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜き方式を採用しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

・担保に供している資産

建物	19,514千円
構築物	226千円
土地	74,996千円
合計	94,736千円

・担保付債務

一年内返済予定長期借入金	18,686千円
長期借入金	3,000千円
合計	21,686千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,537,272千円

(3) 偶発債務

① 関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っています。

大連味思開生物技術有限公司	269,798千円
UMI ウェルネス株式会社	61,353千円
マルミフーズ株式会社	237,500千円

②その他

水産物取引買受支払保証
マルミフーズ株式会社 2,425千円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権 69,465千円
② 短期金銭債務 117,661千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高 320,134千円
仕入高 1,210,813千円
営業取引以外の取引高 21,609千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	3,640	687	90	4,237
合計	3,640	687	90	4,237

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

未払事業税 19,809千円
賞与引当金 45,768千円
退職給付引当金 96,532千円
長期未払金 56,155千円
有価証券評価損 36,434千円
減損損失 254,732千円
その他 25,118千円
繰延税金資産小計 534,550千円
評価性引当額 △121,080千円
繰延税金資産合計 413,470千円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△35,144千円
その他有価証券評価差額金	△25,287千円
繰延税金負債計	△60,432千円
繰延税金資産の純額	353,038千円

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

流動資産－繰延税金資産	81,562千円
固定資産－繰延税金資産	271,476千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車 両 運 搬 具	8,380千円	4,924千円	3,456千円
工 具 器 具 備 品	58,290千円	35,351千円	22,938千円
ソ フ ト ウ ェ ア	3,330千円	999千円	2,331千円
合 計	70,000千円	41,275千円	28,725千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	13,865千円
1年超	14,860千円
合計	28,725千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有者)割合 (%)	関係内容		取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	マルミフーズ株式会社	100	水産物の加工・販売	直接 (100)	兼任 1名	当社商品の仕入先	資金の貸付(注)2	612,000	関連会社 長期貸付金	582,000
							資金の貸付回収	30,000		
							保証債務(注)3	237,500		
子会社	大連味思開生物技術有限公司	505	天然調味料および機能性食品の製造・販売	直接 (100)	兼任 1名	当社製品の一部加工	保証債務(注)3	269,798	-	-

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

1. 上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれていません。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
3. 債務保証については、金融機関からの借入に対し行ったものです。

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を早期適用しています。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,199円07銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 45円84銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 表示単位の記載

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月9日

焼津水産化学工業株式会社

取締役会 御中

芙蓉監査法人

指 定 社 員 公認会計士 岩 崎 安 良 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 伊 藤 隆 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、焼津水産化学工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、各営業所及び各工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を、内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他に於ける審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正におこなわれることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

該当事項はありません。

平成20年5月14日

焼津水産化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 石 黒 厚 士 ㊟

社外監査役 加 藤 啓 介 ㊟

社外監査役 田 中 浩 ㊟

社外監査役 澤 本 猪三雄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考資料

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第49期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金9円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、126,460,449円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月27日（金）といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（4名）が任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	石黒 厚士 (昭和6年3月7日生)	昭和30年4月 株式会社静岡銀行入行 昭和56年12月 同行 融資第一部長 昭和59年6月 静岡キャピタル株式会社出向 昭和62年5月 当社入社 昭和62年6月 取締役総務部・経理部統括担当 昭和63年6月 常務取締役 平成7年6月 代表取締役専務取締役 平成9年6月 代表取締役専務取締役 退任 相談役就任 平成9年9月 明王物産株式会社入社 平成9年10月 同社 代表取締役社長就任 平成13年6月 当社監査役就任(現任) 平成17年10月 明王物産株式会社代表取締役社長退任	8,705株
2	田中 浩 (昭和18年12月3日生)	昭和37年4月 焼津信用金庫入庫 平成12年4月 同庫 執行役員 平成12年6月 まるせいビジネスサービス株式会社出向、同庫執行役員・同社取締役兼務 平成13年10月 まるせいビジネスサービス株式会社取締役退任、まるせいリース株式会社出向、同社取締役就任 平成16年3月 同庫 執行役員退任、退職、まるせいリース株式会社取締役退任 平成16年6月 当社監査役就任(現任) 平成17年11月 マルミフーズ株式会社 監査役就任(現任)	1,000
3	澤本 猪三雄 (昭和14年6月13日生)	昭和33年4月 株式会社静岡銀行入行 平成2年6月 同行 業務企画部長 平成5年4月 同行 理事検査部長 平成6年4月 元旦ビューティー工業株式会社出向 平成6年4月 同社 常務取締役に就任、株式会社静岡銀行 退職 平成15年6月 同社 専務取締役 平成17年6月 同社 取締役副社長 平成18年6月 同社 取締役退任 平成18年6月 当社監査役に就任(現任)	1,000

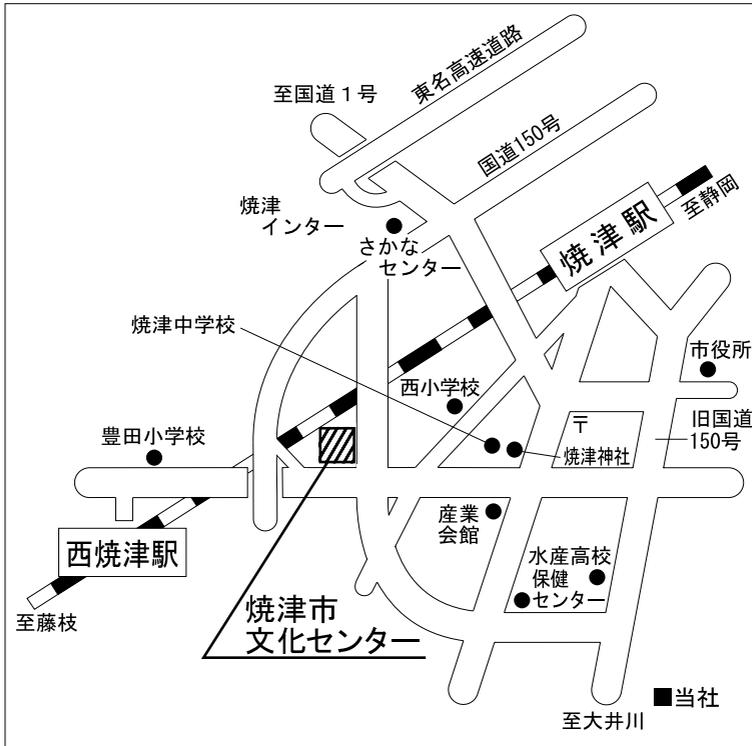
候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数
4	石 野 達 佳 (昭和15年9月1日生)	昭和41年3月 静岡大学 工学部 精密工学科 卒 業 昭和41年4月 株式会社小楠金属工業所 入社 昭和43年3月 同社退社 昭和43年4月 有限会社山田技術事務所 入社 昭和45年4月 同社退社 昭和45年5月 株式会社新機械技研 入社 平成元年4月 同社取締役営業技術部長 平成13年11月 同社退社 平成14年3月 有限会社石野技術士事務所 設立、 同所 代表取締役社長 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中 浩氏、澤本 猪三雄氏、石野 達佳氏は、社外監査役候補者であります。
3. 田中 浩氏は、長年の経験と知識を有し、当社社外監査役としての職務を引続き遂行していただけるものと判断いたします。また同氏の当社社外監査役の就任期間は、本総会終結のときをもって4年となります。
4. 澤本 猪三雄氏は、過去の経験と知識を活かし、当社社外監査役としての職務を引続き遂行していただけるものと判断いたします。また同氏の当社社外監査役の就任期間は、本総会終結のときをもって2年となります。
5. 石野 達佳氏は、製造設備等の技術的見地および幅広い識見から、社外監査役としての役割を適切に遂行されることが期待されるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。

以上

第49期定時株主総会会場ご案内図

会場 静岡県焼津市三ヶ名1550番地
焼津市文化センター 1階小ホール
電話 054(627)3111



- 交通 ● JR東海焼津駅南口より1.5km、徒歩20分
● JR東海西焼津駅北口より2km、徒歩25分
● 東名高速道路焼津インターより3km